

湖北広域行政事務センター訓令第2号

湖北広域行政事務センター職員証に関する規程の一部を改正する訓令（昭和60年3月15日告示第3号）の一部を改正する。

令和7年4月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター職員証に関する規程の一部を改正する訓令

湖北広域行政事務センター職員証に関する規程（昭和60年湖北広域行政事務センター告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「

(表面)

第 号

湖北広域行政事務センター
職 員 証

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日生

年 月 日交付

湖北広域行政事務センター

(裏面)

心 得

(上3分身写真)

- 1 本証は常に所持し、他人に貸与もしくは譲渡し、または勝手に書き直さないこと。
- 2 記載事項に変更があったときは、ただちに訂正を受けること。
- 3 本証を紛失した時は、ただちに再交付を願い出ること。
- 4 退職する場合は、本証を必ず返納すること。

」を「

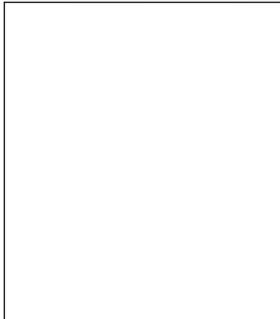
(表面)

湖北広域行政事務センター 職員証

第 号 氏名

上記の者は湖北広域行政事務センター職員である。

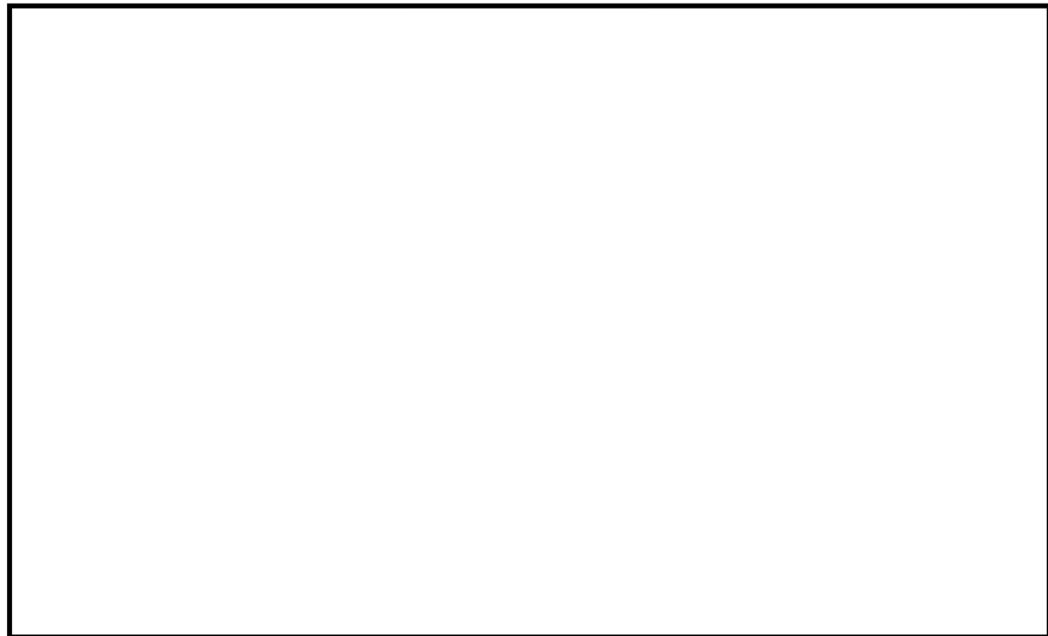
(上半身写真)



年 月 日 交付

湖北広域行政事務センター

(裏面)



」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際、現に交付されている職員証は、改正後の湖北広域行政事務センター職員証に関する規程により新たに職員証が交付されるまでの間、なお効力を有する。